

大阪府立りんくう翔南高等学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 1 月 31 日施行 平成 31 年 4 月 1 日改訂

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「思いやりのある心豊かな人材の育成」を教育目標としており、また、「人権と共生～他者とともに生きる豊かな心の育成をめざす」を教育方針の一つとしている。

そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭（委員長）、首席、指導教諭、生徒指導主事（副委員長）、各学年主任、養護教諭、人権教育推進委員長（副委員長）、支援教育コーディネーター、教育相談委員長

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止

- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。（毎年見直す）

りんくう翔南高等学校 いじめ防止年間計画（案）				
	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	第 1 回 いじめ防止対策委員会 （年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 「学校いじめ防止基本方針」の HP 更新
5 月	高校生活支援カードによって 把握された生徒状況の集約 総合的な探究の時間・人権 HR（いじめを許さない集団 づくり） 校外学習	総合的な学習の時間・人権 HR（いじめを許さない集 団づくり） 校外学習	人権 HR（近畿統一応募用 紙について） 総合的な学習の時間・人権 HR（いじめをなくすため に） 校外学習	P T A 総会で「学校いじめ防止 基本方針」の趣旨説明 第 1 回学校協議会で「学校いじ め防止基本方針」の趣旨説明
6 月	体育祭 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	体育祭 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	体育祭 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	アンケート回収箱の設置 第 2 回委員会（進捗確認）
7 月	アンケート「安全で安心な学 校を過ごすために」等の実施 キャンパス見学会（社会性の 育成）	アンケート「安全で安心な 学校を過ごすために」等の 実施 分野別進路説明会（社会性 の育成）	アンケート「安全で安心な 学校を過ごすために」等の 実施 進路別説明会（社会性の育 成） 就職講座（社会性の育成）	
9 月	個人面談 文化祭 職業体験講話（社会性の育成）	個人面談 文化祭 学校別進路説明会（社会性 の育成）	個人面談 文化祭	教育相談週間 上半期いじめ状況調査 第 3 回委員会（状況報告と取組み の検証）
10 月	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	第 2 回学校協議会で中間報告 教職員間による公開授業週間（わ かる授業づくりの推進）
11 月	人権 HR（ソーシャルスキル トレーニング） アンケート「安全で安心な学 校を過ごすために」等の実施 人権 HR「いじめについて考 える。いじめをなくすために」	人権 HR（障がい理解） 人権 HR「いじめについて 考える。いじめをなくすた めに」 アンケート「安全で安心な 学校を過ごすために」等の 実施	人権 HR（セクシュアルマ イノリティの理解） アンケート「安全で安心な 学校を過ごすために」等の 実施	アンケート回収箱の設置
12 月		人権 HR（異文化理解・在 日外国人問題）	人権 HR（デート DV につ いて）	
1 月				第 3 回学校協議会で年間の検証 報告
2 月	アンケート「安全で安心な学 校を過ごすために」等の実施	アンケート「安全で安心な 学校を過ごすために」等の 実施	アンケート「安全で安心な 学校を過ごすために」等の 実施	第 4 回委員会（年間の取組みの検 証）
3 月				

5 取組状況の把握と検証(PDCA)

いじめ対策委員会は、学年当初と各学期の終わりなど年4回、検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

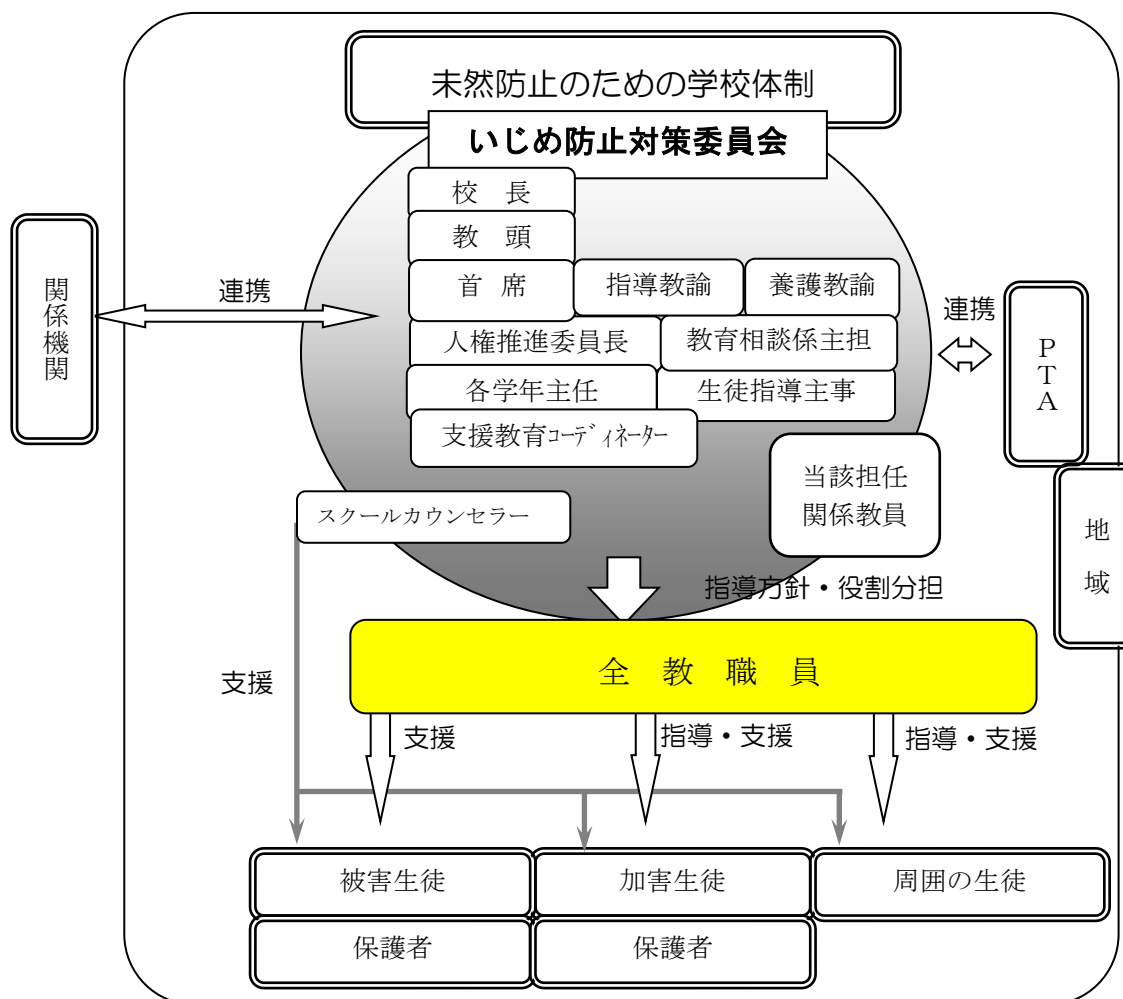
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底され、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが重要である。

下記(2. いじめの防止のための措置)に示すように、教職員が研鑽を重ね、いじめに対する共通理解を図る。また、生徒に対しては人権教育は勿論のこと様々な教育活動(校内だけにとどまらず、保護者や地域と連携した活動)を通して自他の存在を認める心や自己有用感・自己肯定感を育ていく。これらにより全ての生徒が安心して安全な学校生活を送ることができる環境をつくる。

【体制】



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、教職員に対して校内研修や職員会議で周知を図る。「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していくため、生徒に対して全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が日常的にいじめの問題について取り上げ、いじめ防止などのメッセージを目に付くところに掲示し意識させる。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力、自己表現の力を育てることが必要である。そのために、学校の教育活動全体を通じた人権教育の充実、読書活動や体験活動などの推進により、生徒の社会性を育む。また、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- (3) 授業上の注意としては、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人の生徒に丁寧に対応し、わかりやすい授業づくりをめざす。また、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動など、指導の在り方にも注意を払う。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、学級や学年、学校行事、部活動を活発にさせ、生徒一人一人が活躍できる場・機会を作る。保護者や地域と連携することで、校内だけでなく校外の取組みへと活躍の場を広げていく。また、校内で安全で安心して過ごせる居場所をつくり、寄り添える体制をつくる。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び取り組む方法として、学級活動（ホームルーム）などでいじめについて考える機会を設けたり、生徒会活動の一環として学校全体でいじめについて取り組む機会を設ける。ただし、生徒が主体的に取り組めるような工夫をする必要がある。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

教職員、特に担任を中心に、生徒たちの言動や心身の小さな変化、生徒からのヘルプ信号を常にアンテナを張って見逃さないようにする。

また、常に生徒たちに声かけを行い、コミュニケーションをしっかりとることによって、積極的に生徒たちの情報を入手し、教職員で共有する。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握のため、各学期ごとにいじめの実態把握アンケートを行い、早期発見につなげる。また、日常の雑談などのかかわりなどから、生徒の様子や人間関係に目を配る。
- (2) 懇談や家庭連絡などで保護者と連携を図り、情報収集・情報交換を行う。
- (3) 相談体制については、教育相談や保健室など生徒が相談しやすい環境を整える。
- (4) 日常的な掲示などにより、相談体制を広く生徒へ周知する。また、校外の機関なども合わせて掲示する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、適切に扱う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒と保護者に寄り添ったケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめ防止対策委員会で情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が大阪府教育庁に報告し相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、電話連絡や家庭訪問等により直接会うなど丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示す。停学などの懲戒も含め、いじめた生徒には自分の行為としてしっかりと振り返り、反省できる環境を整える。
- (3) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続

的な助言を行う。

- (4)いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み、画像・個人情報のアップロード等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 上記(1)の問題事象への対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除、画像・個人情報をアップロードした者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科や人権HR・学級活動において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設け、人権意識の啓発に努める。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも二つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること。
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

また、上記のいじめが「解消している状態」とは、あくまで、一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察すること。

8 重大事態への対応

府教育庁に重大事態の発生を報告

①生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い（自殺企図、重大な傷害、金品の重大な被害、精神性疾患を発症など）。

②相当の期間学校を欠席する欠席を余儀なくされている疑い（不登校の定義を踏まえ 30 日を目安）

※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

→府教育庁担当部署が重大事態の主体を判断

- 学校を調査主体とした場合、府教育庁の指導・支援の下、いじめ防止対策委員会が調査を行う。
- 府教育庁が調査主体となる場合、大阪府、大阪府教育庁の指導のもと、資料の提出など、調査に協力する。